

指定共同生活援助 重要事項説明書

変更（追加）通知

1 サービスを提供する事業者

名称	合同会社ふくろう
法人所在地	滋賀県草津市平井五丁目10-20ディオフェルティ 901号
電話番号	077-511-9296
代表者氏名	代表社員 沢田 知也
設立年月	2014年11月

2 利用事業所

事業所の種類	指定共同生活援助（介護サービス包括型） 令和5年11月1日
事業所の名称	ライフスペース向日葵 2号館
事業所の所在地・ 電話番号	滋賀県草津市上笠4丁目13-7 077-598-5407
指定事業所番号	2520600160
管理者	山本 栄一
サービス管理責任者	安西 桂子
入居定員	5名

3 サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事・相談その他の日常生活上の支援を適切且つ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつ、きめ細かな共同生活援助サービスの提供

4 サービスに係る事業所・設備等の概要

	ライフスペース 2号館
構造	軽鉄骨造 2階建て 瓦葺
居室	洋室 4室 和室 1室
食堂	30.77 m ² （キッチン含む）
浴室	1階 3.0 m ²
洗面所	共同
便所	水洗

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	備考
管理者	1 人	
サービス管理責任者	1 人	
世話人	1.13 名以上	
生活支援員	0.5 名以上	

6 訓練等給付費対象サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し適切な相談、助言、支援等を行います。
食 事	世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、食事を提供します。 (食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外)
入 浴	ご利用者の身体状況に応じて適切な清潔保持に努めます。 年間を通して週 3 回以上の入浴(シャワー浴含む)または清拭を行います。
排 泄	排泄に関する支援を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さに注意をはらいます。 季節による衣替え、整理・整頓。
活動支援	地域行事への参加促進。 買い物支援等、自主性を育てる支援をします。
健康管理	希望者には訪問診療医師による診察日と設けるとともに、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時は速やかに協力医療機関又は利用者が指定する医療機関での診察を依頼し、ご家族(後見人)に状況説明を行い引き継ぎを行います。
入院等に関する支援	入院期間中の支援については、入院時支援加算の算定内(週に 1 回 1 時間程度)となります。

※ サービス提供に要する額として、事業所がご利用者に代わり市長から受領した訓練等給付費の額については、個別に通知します。

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

障害福祉サービス 利用者負担額	厚生労働大臣が定める基準額の1割。ただし各市町村長が定めた利用者負担上限月額を上限とする。
--------------------	---

(2) 訓練等給付費対象外サービスの料金

項 目	金 額
家 賃	小部屋 28,000 円
	中部屋 32,000 円
	大部屋 38,000 円
食材料費	朝食 400 円
	昼食 500 円
	夕食 600 円
水道光熱費	13,000 円
日用品費	7,500 円

- ① 給付費対象外サービスの料金を毎月お支払い頂きます。
- ② 帰省による外泊があっても返金はいたしません。
- ③ 食材料費は1か月の実食数を計算して請求します。
食事のキャンセルにつきましては、食する日の7日前までに申し出てください。
7日前までに申し出がない場合、食事キャンセル料として前記の費用を負担いただきます。
- ④ 利用者が入院された場合は、入院の翌日から退院前日までの日数分の水道光熱費・日用品を返金致します。(毎月 1 日から末日締めで精算します)
尚、入院中の外泊でグループホームを利用した日数分は返金致しません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求します。

支払いは、原則として「明治安田ビジネスサービス株式会社」利用の自動口座引き落(27日)してお願いします。

8 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当ホームに入居を希望される方は事務局または当法人職員にお申し出ください。当ホームのサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は訓練等給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- 1) 利用者は、共同生活援助の利用の契約を終了する場合は30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。

また、事業者もしくはサービス提供職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。
- ② 事業者 が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。
- ③ 事業者 が社会通念に逸脱する行為を行った場合。
- ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2) 事業者は止むを得ない事情がある場合には、利用者に対し30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。
但し、利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- ① 利用者が当事業者に支払うべきサービスの利用料金を3カ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ③ 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めたとき。
- ④ 天災、災害その他止むを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- ⑤ 利用者が連続して3カ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、または現に連続して3カ月を超えて入院した場合。ただし、この場合においては病状回復、退院の目処退院後のホームにおいての医療的ケアの必要性和その内容、その時点におけるホームの収支状況、同時期における他の利用者の長期入院の有無など、様々な状況を勘案した上で利用者との間で十分に話し合いを行い、契約の継続または解除について慎重に判断することとします。
- ⑥ 利用者が死亡した場合。

9 当事業所ご利用に際し留意いただきたい事項

面会	受付にて訪問者名簿に必要事項のご記入をお願いします。 ただし、発熱（37.5度を超える）や体調不良の場合はお断りすることがございます。利用者の日常生活に影響を及ぼす恐れのある時間帯や行為等には面会をお断りする場合がございます。
外出・外泊	事前に連絡をお願いいたします。
飲酒	全面的に禁酒です。
喫煙	全面的に禁煙です。
居室等の利用	事業所内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。

宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等は禁止とします。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。
閉所日	特定伝染病等により行政から休業（閉所）依頼があった場合 防犯面、防災面により閉所日の自室利用はご遠慮ください。

10 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、速やかに医療機関に搬送し、指定の緊急連絡先に連絡をさせていただきます。ご家族に引き継ぎます。

【緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

11 バックアップ事業所

当事業所は下記の事業所をバックアップ事業所とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

名称	ライフスペース向日葵 本館 (共同生活援助) 077-569-5520 センター向日葵 (居宅介護、重度訪問介護、移動支援、日中一時支援、相談支援) 滋賀県草津市東草津 3 丁目 5-25
電話番号	センター向日葵 077-598-6166 ライフスペース向日葵 077-569-5520
連携体制	・施設ケースワーカー、ケース担当者との連携支援 ・在籍ヘルパーによる、入浴、食事介助等の支援 ・緊急時対応：職員緊急連絡網による支援体制

12 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	管理者 山本 栄一
電話番号	077-569-5520
受付時間	開所日の 9:00～17:00

<行政機関その他苦情受付機関>

草津市役所 障害者自立支援課	〒525-8588 草津市草津3丁目13-30 T E L. 077-561-2363
滋賀県 あんしん・ なっとく委員会	〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 T E L. 077-567-4107

1.3 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人権擁護・虐待防止のために下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を設置します。
- ② 従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

<虐待防止に関する窓口>

虐待防止責任者	理事長 沢田 知也
虐待相談受付担当者	管理者 山本 栄一
受付時間	9:00～17:00

1.4 業務継続計画の策定等について（新規追加）

- （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

年 月 日

指定共同生活援助の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ライフスペース向日葵

<説明者 : 氏名_____>

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

(住所)

(氏名)

<代理人>

(住所)

(氏名)